

(仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案について

1 条例制定の目的

本市を含めた社会全体の課題として、支援を必要とする高齢者などの社会的弱者の更なる増加が見込まれる一方で、少子化による労働力人口の更なる低下に歯止めがかからず、社会全体の生産性の低下と、社会的弱者を支援する体制の希薄化が懸念される状況であります。

また、福祉的支援施策を進める中で、暮らしにくさや困りごとを抱える市民や複合的な課題・制度の狭間にある課題を抱える世帯など、支援とつながることが難しいケースが増えてきており、一方で、地域においては社会的に孤立した世帯の増加に加え、町内会などの地域の福祉活動基盤が弱体化と、そうした活動に参加する担い手不足や固定化が深刻な問題になっております。

こうした社会の状況に対応するためには、行政機関を初め、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者、個々の市民が皆共通認識に立ち、組織や属性の枠を超えて協力連携する体制を整える必要性が高まってきていると考えております。

そこで、福祉的支援を必要とする市民をはじめ全ての市民が、経済活動、市民活動、趣味の活動などの様々な活動を通じて世代や分野を超えてつながることで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持ち、安心して充実した幸せな人生を送ることができる社会の実現に寄与することを目的に、「(仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」を新たに制定します。

2 条例の概要

本市における地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する基本理念を定め、市、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民の役割を明らかにし、条例の目的を達成するための基本施策を定めます。

3 施行時期

令和4年4月の施行を予定しています。